

道央廃棄物処理組合職員の臨時的任用に関する規則

(平成26年4月1日規則第8号)

道央廃棄物処理組合職員定数条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第6号）第1条に定める職員以外の一般職に属する職員で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第172条第3項ただし書による職員の任用、給与及び身分取扱等に関する措置については、千歳市職員の臨時的任用に関する規則（昭和42年千歳市規則第3号）の規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「市長」及び「千歳市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。